

国内で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する対応について

昨年11月、鳥根県及び千葉県で回収された野鳥の糞便検体から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)が検出され、翌12月、宮崎県及び山口県の家きん飼養農家において本病疑似患畜が確認されたことを受け、農林水産省では、家きん飼養農家を含む畜産関係者への飼養衛生管理の徹底や異常家きんの早期発に万全を期すよう対応を依頼してきたが、本年1月、岡山県及び佐賀県の家きん飼養農場においても疑似患畜が確認された。これに対して、農林水産省から円滑な防疫対策の実施への協力とともに、家畜防疫の重要性を十分理解の上、傘下会員に対する周知と適切な対応への指導について(別紙1)、さらに、発生県における鶏肉、鶏卵が不適切な取り扱い等されないよう本病の正確な知識の普及について(別紙2)、それぞれ会員に周知する旨依頼されたため、会長から地方獣医師会会長あてその旨通知した。

別紙1

26日獣発第298号
平成27年2月2日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

岡山県及び佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、平成27年1月16日付け26消安第5060号、1月18日付け26消安第5104号をもって農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、岡山県内及び佐賀県内の家きん飼養農場における死亡鶏の増加事例に関して、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査の結果、H5亜型であることが確認されたことを受け、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成23年10月1日農林水産大臣公表。)に基づき、当該死亡鶏等を高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜としたことから、12月の宮崎県での発生以降、これまで数次にわたる監視強化に関する通知等により、家きんの飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底指導を実施してきたが、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫体制の強化を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等へ両県において本病の疑似患畜が発生した旨の情報提供とともに適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入

防止対策に万全を期すよう、都道府県知事あて通知したので、円滑な防疫対策の実施への協力とともに、家畜防疫の重要性を十分理解の上、傘下会員に対する周知と適切な対応への指導について、本会あて依頼されたものです。

26消安第5060号
平成27年1月16日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしく申し上げます。

写

26消安第5060号
平成27年1月16日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

今般、岡山県内の家きん飼養農場において死亡鶏

が増加した旨、当該農場から同県に対して通報があり、同県が鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表、以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏等について、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患者としました。

昨年12月に宮崎県及び山口県において本病の発生が確認されたことに伴い、数次にわたり、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号、平成26年12月28日付け26消安第4787号及び平成26年12月30日付け26消安第4791号農林水産省消費・安全局長通知、以下「監視体制強化通知」という。）等を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしているところです。しかしながら、今回新たに岡山県の家きん飼養農場で本病の疑似患者が確認されたことを踏まえ、より一層の緊張感を持ち本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対して岡山県の家きん飼養農場において本病の疑似患者が発生した旨の情報を提供するとともに適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期すようお願いいたします。

26消安第5104号
平成27年1月18日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認に伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしく申し上げます。

写

26消安第5104号
平成27年1月18日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認に伴う監視体制の強化について

今般、佐賀県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、同県に対して通報があり、同県が鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表、以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患者としました。

昨年12月以降、宮崎県、山口県及び岡山県において本病の発生が確認されたことに伴い、数次にわたり、監視体制の強化に関する通知（平成26年12月16日付け26消安第4569号、平成26年12月28日付け26消安第4787号、平成26年12月30日付け26消安第4791号及び平成26年1月16日付け26消安第5060号農林水産省消費・安全局長通知、以下「監視体制強化通知」という。）等を発出し、家きん飼養農場に対する速やかな発生情報の提供、飼養衛生管理の再点検の指導、慎重な健康観察と異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導等をお願いしているところです。しかしながら、今回新たに佐賀県の家きん飼養農場で本病の疑似患者が確認されたことを踏まえ、引き続き、緊張感を維持し、本病への警戒を怠ることのないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、監視体制強化通知等で示した事項に留意し、家きん飼養農家を含む畜産関係者等に対して、佐賀県の家きん飼養農場において本病の疑似患者が発生した旨の情報を提供するとともに、適切な指導により、家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入防止対策に万全を期すようお願いいたします。

別紙 2

26 日獣発第 292 号
平成 27 年 1 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**高病原性鳥インフルエンザに関する
正しい知識の普及等について**

このことについて、平成 27 年 1 月 15 日付け 26 消安第 5048 号、26 食産第 3629 号及び 26 生畜第 1545 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長の連名で別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、今般、宮崎県、山口県に続き、岡山県下の採卵鶏飼養農家においても高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、平成 26 年 12 月 25 日付け 26 日獣発第 273 号及び平成 27 年 1 月 13 日付け 26 日獣発第 282 号で依頼した通知と同様に、本会においても、当該県産の家きんの肉及び卵の取り扱いに関し、発生県の鶏卵・鶏肉は取り扱っていない旨の不適切な告知や、発生県産であることのみを理由に取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病の正確な知識の普及について、会員に対する周知する旨依頼されたものです。

26 消安第 5048 号
26 食産第 3629 号
26 生畜第 1545 号
平成 27 年 1 月 15 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局食品小売サービス課長
食品製造卸売課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

**高病原性鳥インフルエンザに関する
正しい知識の普及等について**

本日、岡山県下の採卵鶏飼養農家において、高病

原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり(別添 1 プレスリリース参照)、現在、岡山県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ (<http://www.fsc.go.jp/>) においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております(別添 2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「○○県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

【別添 1】

プレスリリース

平成 27 年 1 月 15 日
農林水産省

**岡山県における高病原性鳥インフルエンザの
疑似患畜の確認について**

岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、本日、疑似患畜であることが確認されました。

また、あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

岡山県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、本日、疑似患畜であることが確認されました。

NA 亜型については、今後、独立行政法人農業・

食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において
検査予定です。

〈添付資料〉

鳥インフルエンザ事案

総 理 指 示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

【別添 2】



2004年3月11日
2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて^(注)
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、
鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ
(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと
考えています。

- ・ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆海外への渡航の場合は、注意が必要です。

→〔補足〕参照

☆我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→〔参考情報〕参照

☆なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補 足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、
以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事

例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

○国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。

○国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

